

森林整備保全事業設計積算要領の制定について

広島県では、平成27年5月1日より、間接工事費等一部改正します。

一部改正新旧対照表

改 正 後				現 行																											
森林整備保全事業設計積算要領				森林整備保全事業設計積算要領																											
第1～第4 [略]				第1～第4 [略]																											
第5 事業費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。 1 本工事費の積算 (1) [略] (2) 間接工事費 間接工事費は、共通仮設費と現場管理費に区分する。 ア 共通仮設費 (ア) [略] (イ) 算定方法 共通仮設費の算定は、運搬費、準備費、役務費、技術管理費、營繕費、事業損失防止施設費及び安全費とし、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとし、その内容はそれぞれ次のとおりとする。 a 共通仮設費の率計算による部分 算定は、次表の工種区分ごとの率に、対象額（P）を乗じて得た額の範囲内とする。 〔算定式〕・〔k r の算定式〕 [略]				第5 事業費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。 1 本工事費の積算 (1) [略] (2) 間接工事費 間接工事費は、共通仮設費と現場管理費に区分する。 ア 共通仮設費 (ア) [略] (イ) 算定方法 共通仮設費の算定は、運搬費、準備費、役務費、技術管理費、營繕費、事業損失防止施設費及び安全費とし、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとし、その内容はそれぞれ次のとおりとする。 a 共通仮設費の率計算による部分 算定は、次表の工種区分ごとの率に、対象額（P）を乗じて得た額の範囲内とする。 〔算定式〕・〔k r の算定式〕 [略]																											
<p style="text-align: center;"><u>工種別共通仮設費率標準値表</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>600万円以下</th> <th>600万円を超えるもの</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td>下記の率とする (%)</td> <td>算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする (%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>				対象額	600万円以下	600万円を超えるもの	10億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする (%)			A	B	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>600万円以下</th> <th>600万円を超えるもの</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td>下記の率とする (%)</td> <td>算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする (%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>				対象額	600万円以下	600万円を超えるもの	10億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする (%)			A	B
対象額	600万円以下	600万円を超えるもの	10億円を超えるもの																												
適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする (%)																												
		A	B																												
対象額	600万円以下	600万円を超えるもの	10億円を超えるもの																												
適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする (%)																												
		A	B																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th>200万円を超えるもの</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td>下記の率とする (%)</td> <td>算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする (%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>				対象額	200万円以下	200万円を超えるもの	1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする (%)			A	B	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th>200万円を超えるもの</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td>下記の率とする (%)</td> <td>算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする (%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>				対象額	200万円以下	200万円を超えるもの	1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする (%)			A	B
対象額	200万円以下	200万円を超えるもの	1億円を超えるもの																												
適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする (%)																												
		A	B																												
対象額	200万円以下	200万円を超えるもの	1億円を超えるもの																												
適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする (%)																												
		A	B																												

対象額 工種区分	1000万円以下	1000万円を超えて20億円以下	20億円を超えるもの
	適用区分 (%)	下記の率とする 算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする (%)
		A	B

[略]

備考 [略]

b 共通仮設費率の補正

施工地域、施工場所を考慮した共通仮設費率の補正は、共通仮設費率に下表の補正值を加算するものとする。

施工地域・施工場所区分		補正率 (%)
市街地		2.0
山間僻地及び離島		1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

また、以下の施工地域、施工場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正是工種別共通仮設費率標準値表の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事 舗装工事 道路維持工事	1.3

(注1)～(注3) [略]

(注4) 共通仮設費率の補正が2種類以上該当する場合には、補正值の大きい方を適用する。

(ウ) 運搬費

運搬費として積算する内容は、次のとおりとする。

a [略]

b 積算方法

運搬費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記のaの(d)、(e)、(f)、(g)及び(h)とし、積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

(a)～(c) [略]

(d) 敷鉄板の積込み、取卸しに要する費用

敷鉄板の積込み、取卸しに要する費用は、次表のとおりとする。

対象額 工種区分	1000万円以下	1000万円を超えて20億円以下	20億円を超えるもの
	適用区分 (%)	下記の率とする 算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする (%)
		A	B

[略]

備考 [略]

b 共通仮設費率の補正

施工地域、施工場所を考慮した共通仮設費率の補正は、共通仮設費率に下表の補正值を加算するものとする。

施工地域・施工場所区分		補正率 (%)
市街地		2.0
山間僻地及び離島		1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

(注1)～(注3) [略]

(注4) 共通仮設費率の補正が2種類以上該当する場合には、補正值の大きい方を適用する。

(ウ) 運搬費

運搬費として積算する内容は、次のとおりとする。

a [略]

b 積算方法

運搬費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記のaの(d)、(e)、(f)、(g)及び(h)とし、積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

(a)～(c) [略]

(d) 敷鉄板の積込み、取卸しに要する費用

敷鉄板の積込み、取卸しに要する費用は、次表のとおりとする。

敷鉄板の積込み、取卸し費

場 所	作 業	費 用 (円/ton)	
		片 道	往 復
基 地	積込み	750	1,500
仮置場	取卸し	750	

注) 現場における取卸し、積込みに要する費用は、「森林整備保全事業
標準歩掛第1編共通工第8仮設工8-10敷鉄板敷設・撤去工」に含まれているため、仮置きが必要になった場合のみ計上する。

(e)・(f) [略]

(イ) 準備費

a 準備費として積算する内容は次のとおりとする。

(a)・(b) [略]

(c) 準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する小規模な伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。樹木をチェーンソー等により切り倒す伐倒作業は含まない。）

(d) [略]

b 積算方法 [略]

(オ)・(カ) [略]

(キ) 技術管理費

a [略]

b 積算方法

(a) 技術管理費として積算する内容で共通仮設费率に含まれる部分は、上記aの(a)、(b)及び(c)のうち下記の項目とする。

(1)～(10) [略]

(11) 施工管理で使用するOA機器の費用 （情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む。）

(ク) [略]

(ク) 営繕費

a [略]

b 積算方法

(a) [略]

(b) 監督員詰所、火薬庫等の設置は、工事期間、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積み上げるものとする。

(1) [略]

(2) 火薬庫類

① 火薬庫類の計上区分

ア) [略]

イ) 小規模工事（大規模以外の工事）

敷鉄板の積込み、取卸し費

場 所	作 業	費 用 (円/ton)	
		片 道	往 復
基 地	積込み	750	1,500
仮置場	取卸し	750	

注) 現場における取卸し、積込みに要する費用は、「森林整備保全事業
標準歩掛第8仮設工8-10敷鉄板敷設・撤去工」に含まれているため、
仮置きが必要になった場合のみ計上する。

(e)・(f) [略]

(イ) 準備費

a 準備費として積算する内容は次のとおりとする。

(a)・(b) [略]

(c) 除草、整地、段切り、すりつけ及び小規模な伐開、除根等に要する費用
(除草、小規模な伐開及び除根は、現場内の集積・積込み作業を含む。)

(d) [略]

b 積算方法 [略]

(オ)・(カ) [略]

(キ) 技術管理費

a [略]

b 積算方法

(a) 技術管理費として積算する内容で共通仮設费率に含まれる部分は、上記aの(a)、(b)、(c)のうち下記の項目とする。

(1)～(10) [略]

(11) 施工管理で使用するOA機器の費用

(ク) [略]

(ク) 営繕費

a [略]

b 積算方法

(a) [略]

(b) 監督員詰所、火薬庫等の設置は、工事期間、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積み上げるものとする。

(1) [略]

(2) 火薬庫類

① 火薬庫類の計上区分

ア) [略]

イ) 小規模工事（大規模以外の工事）

火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格	適 用
取扱所	鋼製移動式 3.2m ²	1日の使用量が25kg以下の場合は計上しない
火工所	組立テント式 1.9m ²	

(注) [略]

(ヶ) 安全費

a [略]

b 積算方法

(a) [略]

(b) 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

(1) 交通誘導員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用現地条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯期間を計上する。

交通誘導警備員等の計上区分

区 分	現場条件	計 算 式	
		交通誘導警備員 A	交通誘導警備員 B
1	[略]	[略]	[略]
2	[略]	[略]	[略]
3	[略]	[略]	[略]
4	[略]	[略]	[略]
5	[略]	[略]	[略]
6	[略]	[略]	[略]

(注) (1) A : 交通誘導警備員単価 N : 配置人員

(2)～(5) [略]

(2)～(6) [略]

イ 現場管理費

(ア) [略]

(イ) 算定方法

算定は、次表の工種区分ごとの率に、純工事費 (N_p) を乗じて得た額の範囲内とする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格	適 用
取扱所	鋼製移動式 3.2m ²	1日の使用量が25kg以下の場合は計上しない
火工所	組立テント式 1.9m ²	

(注) [略]

(ヶ) 安全費

a [略]

b 積算方法

(a) [略]

(b) 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

(1) 交通誘導員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用現地条件に応じて、交通誘導員の配置人員、作業時間帯期間を計上する。

交通誘導員等の計上区分

区 分	現場条件	計 算 式	
		交通誘導員 A	交通誘導員 B
1	[略]	[略]	[略]
2	[略]	[略]	[略]
3	[略]	[略]	[略]
4	[略]	[略]	[略]
5	[略]	[略]	[略]
6	[略]	[略]	[略]

(注) (1) A : 交通誘導員単価 N : 配置人員

(2)～(5) [略]

(2)～(6) [略]

イ 現場管理費

(ア) [略]

(イ) 算定方法

算定は、次表の工種区分ごとの率に、純工事費 (N_p) を乗じて得た額の範囲内とする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

a 現場管理費の率計算による部分

[算定式]

現場管理費=純工事費 (N_p) × (現場管理費率 (J_o) + 補正率)

・純工事費 (N_p) は、直接工事費+共通仮設費+（支給品費+無償貸付機械評価額）による。ただし、次のものは、現場管理費算定の基礎となる純工事費に含めないものとする。

a 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうち工場原価

b c

ただし、都道府県等において当該事項について、別に取扱要領等により定めがある場合にはこれを除く。

[J_o の算定式] [略]

工種別現場管理費率標準値表

工種区分 純工事費	700万円以下	700万円を超えるもの	10億円を超えるもの
	適用区分 (%)	下記の率とする 算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする 算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。
河川工事	<u>42.02</u>	<u>1,169.0</u>	<u>-0.2110</u>
河川・道路構造物工事	<u>28.22</u>	<u>52.6</u>	<u>-0.0395</u>
治山・地すべり工事	<u>44.58</u>	<u>1,281.7</u>	<u>-0.2131</u>
海岸工事	<u>26.90</u>	<u>104.0</u>	<u>-0.0858</u>
森林整備	<u>41.68</u>	<u>366.3</u>	<u>-0.1379</u>
道路工事	<u>32.73</u>	<u>80.0</u>	<u>-0.0567</u>
鋼橋架設工事	<u>39.06</u>	<u>105.6</u>	<u>-0.0631</u>
P C 橋工事	<u>30.09</u>	<u>113.1</u>	<u>-0.0840</u>
舗装工事	<u>39.39</u>	<u>622.2</u>	<u>-0.1751</u>
公園用地造成工事	<u>41.68</u>	<u>366.3</u>	<u>-0.1379</u>

工種区分 純工事費	200万円以下	200万円を超えるもの	1億円を超えるもの
	適用区分 (%)	下記の率とする 算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする 算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。
道路維持工事	<u>51.14</u>	<u>316.8</u>	<u>-0.1257</u>

a 現場管理費の率計算による部分

[算定式]

現場管理費=純工事費 (N_p) × (現場管理費率 (J_o) + 補正率)

・純工事費 (N_p) は、直接工事費+共通仮設費+（支給品費+無償貸付機械評価額）による。ただし、次のものは、現場管理費算定の基礎となる純工事費に含めないものとする。

[新設]

a b

ただし、都道府県等において当該事項について、別に取扱要領等により定めがある場合にはこれを除く。

[J_o の算定式] [略]

工種別現場管理費率標準値表

工種区分 純工事費	700万円以下	700万円を超えるもの	10億円を超えるもの
	適用区分 (%)	下記の率とする 算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする 算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。
河川工事	<u>38.13</u>	<u>862.8</u>	<u>-0.1979</u>
河川・道路構造物工事	<u>25.89</u>	<u>40.0</u>	<u>-0.0276</u>
治山・地すべり工事	<u>40.98</u>	<u>987.6</u>	<u>-0.2019</u>
海岸工事	<u>24.58</u>	<u>78.3</u>	<u>-0.0735</u>
森林整備	<u>38.88</u>	<u>293.3</u>	<u>-0.1282</u>
道路工事	<u>29.53</u>	<u>57.8</u>	<u>-0.0426</u>
鋼橋架設工事	<u>36.07</u>	<u>81.6</u>	<u>-0.0518</u>
P C 橋工事	<u>27.79</u>	<u>88.1</u>	<u>-0.0732</u>
舗装工事	<u>36.27</u>	<u>480.3</u>	<u>-0.1639</u>
公園用地造成工事	<u>38.88</u>	<u>293.3</u>	<u>-0.1282</u>

工種区分 純工事費	200万円以下	200万円を超えるもの	1億円を超えるもの
	適用区分 (%)	下記の率とする 算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする 算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。
道路維持工事	<u>47.02</u>	<u>264.7</u>	<u>-0.1191</u>

純工事費	1000万円以下	1000万円を超えて20億円以下	20億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする (%)
工種区分		A	B
トンネル工事	43.96	203.6	-0.0951
			26.56

備考 [略]

b 現場管理費の補正

- (a) [略]
- (b) 施工地域、工事場所による取扱い

施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正については、下表の補正率を加算補正するものとする。(施工地域等による補正)

施工地域・施工場所区分		補正率 (%)
市街地		1.5
山間僻地及び離島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

また、以下の施工地域、施工場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正是工種別現場管理費率標準値表の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事 舗装工事 道路維持工事	1.1

(注) 施工地域・施工場所の区分等は、共通仮設費率の補正を準用する。

(3) 一般管理費等

ア 算定方法

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、次表の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

純工事費	1000万円以下	1000万円を超えて20億円以下	20億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする (%)
工種区分		A	B
トンネル工事	41.15	159.6	-0.0841
			26.35

備考 [略]

b 現場管理費の補正

- (a) [略]
- (b) 施工地域、工事場所による取扱い

施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正については、下表の補正率を加算補正するものとする。(施工地域等による補正)

施工地域・施工場所区分		補正率 (%)
市街地		1.5
山間僻地及び離島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

(注) 施工地域・施工場所の区分は、共通仮設費率の補正を準用する。

(3) 一般管理費等

ア 算定方法

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、次表の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

(ア) 前払金支出割合が35%を超える場合

工事原価	500万円以下	500万円を超える30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	下の算定式により算出された率	7.41%

[算定式] [略]

[Gpの算定式]

$$Gp = -4.63586 \times \log_{10} Cp + 51.34242$$

ただし、Gp：一般管理費等率 (%)

Cp：工事原価（単位：円）

- ・ Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(イ) [略]

(4)・(5) [略]

2～14 [略]

第6～第8－2 [略]

(ア) 前払金支出割合が35%を超える場合

工事原価	500万円以下	500万円を超える30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	14.38%	下の算定式により算出された率	7.22%

[算定式] [略]

[Gpの算定式]

$$Gp = -2.57651 \cdot \log_{10} Cp + 31.63531$$

ただし、Gp：一般管理費等率 (%)

Cp：工事原価（単位：円）

- ・ Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(イ) [略]

(4)・(5) [略]

2～14 [略]

第6～第8－2 [略]